



# 島根県報

平成18年3月31日(金)  
号外第76号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)

### 公布された条例等のあらまし

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(規則第56号)

- 1 規則の概要  
様式を整備することとした。(様式第2号関係)
- 2 施行期日  
平成18年4月1日から施行することとした。

## 規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第56号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則(昭和46年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

様式第2号表面中「小学校第3学年修了前」を「小学校修了前」に、

支 給 開 始 年 月	手 当 月 額	
.	3歳未満分	を
	円	
	3歳以上分	
	円	
	計	円

支 給 開 始 年 月	算定基礎 児 童 数	手 当 月 額	毎 期 支 給 額
.	人	3歳未満分	円
		円	
		3歳以上分	
	計	円	円

(改定)	・	3歳未満分 3歳以上分 計	円 円 円	円
(改定)	・	3歳未満分 3歳以上分 計	円 円 円	円
(改定)	・	3歳未満分 3歳以上分 計	円 円 円	円
(改定)	・	3歳未満分 3歳以上分 計	円 円 円	円

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の職員の児童手当の支給に関する規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。